

大 個 審 第 8 号
(答 申 第 5 0 号)
平成 1 5 年 9 月 2 4 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 1 5 年 9 月 1 9 日付け府病第 1 7 0 号で諮問のありましたカルテ等診療情報に係る大阪府個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 7 号に規定する個人情報の目的外利用及び提供の禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記により、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、本件提供に関して例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

記

- 1 本件においては、本件申出者が同居の配偶者として本人と最も関係の深い遺族であるとともに、外来時、入院時及び入院中において本人の病状、治療等について医師から説明を受けるなど、申出者は本人の病状、治療等に関する個人情報について知る立場にあったことから、これらの個人情報を申出者に提供したとしても本人の権利利益を侵害するおそれはないものと思われる。
- 2 また、提供対象となる情報の中の第三者に関する情報のうち、府立病院の医師、看護師等の職員に関する情報については、府民の利用に供することを目的として管理する刊行物等に記録されている個人情報であることから、申出者に提供しても当該第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないものと考えられる。
- 3 しかしながら、提供対象となる情報の中の第三者に関する情報のうち、上記以外の医療機関の名称及び医師名が識別され得る部分並びに上記以外の医療機関の医師が発行した診療情報提供書等については、当該医療機関及び医師の同意を得た上で提供することとされたい。
- 4 さらに、申出者以外の親族及び他の第三者に関する個人情報並びに事業者に関する情報については、申出者から収集したもの以外、当該人等の同意を得た上で提供することとされたい。